



2019年7月30日

各 位

会 社 名 株式会社 大 林 組 代表者名 取締役社長 蓮輪 賢治 (コード:1802、東証第一部、福証) 問合せ先 本社総務部長 吉川 誠二 (TEL 03 - 5769 - 1014)

子会社(大林道路株式会社)に対する公正取引委員会からの 排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社子会社の大林道路株式会社は、全国におけるアスファルト合材の販売価格の決定に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2017年2月28日に公正取引委員会による立入検査を受け、本日、同委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、株主をはじめとしたご関係の皆様には、ご 心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

- 1 命令を受けた子会社の概要
- (1)商 号 大林道路株式会社
- (2) 本店所在地 東京都千代田区神田猿楽町2丁目8番8号
- (3) 代表者 代表取締役社長福本勝司

2 排除措置命令の概要

大林道路株式会社は、2015年1月以前に全国において販売したアスファルト合材の販売価格に関し、他の事業者と共同して販売価格の引き上げを行うなど独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)に違反する行為を行っていたとして、当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を講じること等を命じられました。

3 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額 4,083 百万円納付期限 2020 年 3 月 2 日

4 今後の対応

排除措置命令及び課徴金納付命令の内容を精査のうえ、今後の対応を慎重に検討してまいります。

なお、本件違反行為は、大林道路株式会社が東日本高速道路株式会社東北支社発注の東日本大 震災に係る舗装災害復旧工事に関する独占禁止法違反事件により公正取引委員会から立入検査を 受けた 2015 年 1 月 28 日に消滅したと認定されております。

同社はその後、同年10月に独占禁止法遵守プログラムを制定、2016年3月には同社から独立した社外有識者・専門家から構成される「社外調査委員会」を設置し、同年7月に同委員会から提言を受けた再発防止策を実施するなど、既に再発防止に向けた取り組みを行っております。当社は、これらの取り組みや排除措置命令への対応に関し、引き続き指導・監督してまいります。

5 業績に与える影響

上記課徴金納付命令の金額 4,083 百万円と、本件に係る独占禁止法関連損失引当金の前連結会計年度末残高 6,179 百万円との差額 2,096 百万円は、2020 年 3 月期第 1 四半期連結決算において特別利益に計上いたします(本年 8 月 7 日発表予定)。

以上